

横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等計画認定実施要綱

平成24年12月 4 日 制 定
令和 7 年 3 月 25 日 最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定の施行に関し、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、認定等に必要な事項を定めるものとする。なお、用語の定義は、法、令及び規則によるものとする。

(所管行政庁が認める建築物)

第2条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第119号。以下「基準告示」という。）Ⅱの第2の所管行政庁が認める建築物は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 基準告示Ⅱの第1の1（1）及び2（2）に掲げる基準に適合すること
- (2) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第141条の4第1項の規定による「建築物環境配慮計画」又は横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱（平成23年12月制定。以下「環境配慮要綱」という。）第3条の規定による「特定外建築物環境配慮計画」の届出において、CASBEE横浜又はCASBEE横浜[戸建]によるライフサイクルCO2（温暖化影響チャート）の評価結果が「緑☆☆」以上であり、かつ、建築物（すまい）の環境効率（BEEランク&チャート）の評価結果が「B+」以上であること

(認定の申請書に添えるべき図書等)

第3条 規則第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該判定機関が交付する適合証（法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）及び判定機関から適合証を交付された際の添付図書（判定機関の押印があるものに限る。）
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）及び登録住宅性能評価機関から適合証を交付された際の添付図書（登録住宅性能評価機関の押印があるものに限る。）
- (3) 申請に係る建築物が前条に規定するものである場合にあっては、条例第141条の4第1項の規定により届け出た「建築物環境配慮計画届出書」又は環境配慮要綱第3条の規定により届け出た「特定外建築物環境配慮計画届出書」の副本の写し
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 規則第41条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げる図書（前項第1号又は第2号に掲げる図書等により法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな部分に係るものに限る。）とする。

- (1) 規則第41条第1項の表の(い)に掲げる図書のうち、各種計算書
- (2) その他市長が不要と認める図書

(適合審査の申出に添えるべき図書等)

第4条 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、認定の申請と併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合審査を申し

出る場合で、かつ、当該申請に係る建築物が建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定を必要とするものである場合にあっては、当該申請に併せて提出する確認の申請書の正本及び副本に、それぞれ同法第6条の3第7項若しくは第18条第11項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えなければならない。

（認定の審査）

第5条 市長は、計画の認定の申請（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者等（技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した判定機関又は登録住宅性能評価機関を含む。）に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

2 市長は、計画の認定の申請内容について、申請図書の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に認定しない旨とその理由を、認定しない旨の通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付等）

第6条 認定建築主が、規則第46条の2の規定に基づき軽微な変更に関する証明書の交付を求める場合は、軽微変更該当証明申請書（第2号様式）の正本及び副本に、それぞれ規則第41条に定める図書及び第3条に定める図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を受けた市長は、当該計画の変更が軽微な変更該当すると認めたときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微変更該当証明書（第2号様式の2）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の申請に係る変更が軽微な変更該当しないと認めたときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微な変更該当しない旨の通知書（第2号様式の3）を当該申請者に交付するものとする。

4 市長は、第1項の申請に係る変更が軽微な変更該当するかどうか決定することができないときは、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない旨の通知書（第2号様式の4）を当該申請者に交付するものとする。

（認定建築主の変更）

第6条の2 認定建築主が、認定建築主の氏名又は住所を変更しようとするときは、認定建築主の変更届（第2号様式の5）2通に、市長が必要と認める書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（認定申請等の取下げ）

第7条 申請者が、法第53条第1項（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第6条第1項の規定に基づく申請を取り下げようとするときは、取下届（第3号様式）2通を、市長に提出しなければならない。

（計画の取りやめ）

第8条 認定建築主は、計画を取りやめようとするときは、低炭素建築物新築等計画を取りやめる旨の申出書（第4号様式）2通に、低炭素建築物新築等計画認定通知書（規則第六号様式。以下「認定通知書」という。）（計画変更認定を受けた者にあっては、低炭素建築物新築等計画変更認定通知書（規則第八号様式。以下「変更認定通知書」という。））を添えて市長に提出しなければならない。

（建築工事の完了報告）

第9条 認定建築主は、計画に基づく建築物の工事が完了したときは、速やかに低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書（第5号様式）2通に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 工事監理報告書

(2) 規則第44条に規定する軽微な変更（当該変更について、第6条の軽微変更該当証明書の交付を受

- けたものを除く。)をした場合にあっては、当該変更内容を示す図書
- (3) 法第60条の規定により容積率の特例を受けた場合にあっては、第16条に規定する明示状況が確認できる書面
- (4) その他市長が必要と認める図書

(低炭素建築物の新築等に関する報告)

第10条 法第56条の規定による報告を求められた認定建築主は、低炭素建築物の新築等に関する報告書(第6号様式)に必要な図書を添えて、市長に報告しなければならない。

(認定建築主に対する改善命令)

第11条 法第57条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書(第7号様式)によるものとする。

(認定の取消し)

第12条 法第58条の規定による計画の認定を取り消す旨の通知は、低炭素建築物新築等計画認定取消通知書(第8号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定は、第8条の規定による低炭素建築物新築等計画を取りやめる旨の申出書が提出された場合について準用する。

(助言及び指導)

第13条 法第59条の規定による助言及び指導は、低炭素建築物の新築等に関する指示書(第9号様式)により行うものとする。

(認定通知書等の再交付申請)

第14条 認定建築主は、当該認定に係る認定通知書又は変更認定通知書を紛失等した場合は、当該認定の証明のために改めて認定通知書又は変更認定通知書(以下「認定通知書等」という。)の再交付を申請することができる。

2 認定建築主は、認定通知書等の再交付を申請するときは、公的機関が発行する本人確認書類及びその他市長が必要と認める書類を提示の上、低炭素建築物新築等計画認定通知書等の再交付申請書(第10号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(認定通知書等の再交付及び審査)

第15条 市長は、前条の申請を受けて市長が認定通知書等の再交付を行うとき、再交付する認定通知書等に、再交付である旨及び再交付年月日を記載するものとする。

2 市長は、前条の認定通知書等の再交付申請の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者に説明又は書類の提出を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

3 市長は、前条の認定通知書等の再交付申請の内容について、申請書類の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に再交付しない旨とその理由を、再交付しない旨の通知書(第11号様式)により通知するものとする。

(容積率の特例を受けた部分の転用の防止)

第16条 認定建築主は、法第60条の規定により容積率の特例を受けたときは、原則として、当該特例対象部分及び建築物の見やすい位置に、当該部分が容積率特例の対象となっている旨及び他の用途への転用ができない旨を明示しなければならない。

2 認定建築主等、所有者及び管理者は、当該特例対象部分を適切に維持管理しなければならない。また、当該特例対象部分に設けた設備の更新は適切に行わなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成25年7月26日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等計画認定実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。